

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に入社し、商事部ビルサービス担当の所属となり、営業職に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から下痢の症状が出現し、平成〇年〇月〇日の朝の通勤時に電車内でめまいを起こし、救急車でD病院に搬送され「めまい症」と診断された。また、同月〇日の会社の朝礼時にもめまいを起こしE病院に救急搬送され「良性発作性頭位めまい症」と診断された。さらに同月〇日の通勤途上の電車の中でもめまいを起こし、F病院に救急搬送され「めまい発作」と診断された。

請求人は、会社でのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）やセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）が原因で、めまい発作が出現する精神障害を発病したとして、平成〇年〇月から糖尿病などの治療を受けていたG診療所H医師の診断による「神経症性抑うつ状態」の傷病名により、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、会社でのパワハラとセクハラが原因で、めまい発作が出現する精神障害を発病した旨主張している。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無と発病年月日について

労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は上司との関係不良を契機に徐々に抑うつ状態となり、不安、緊張の症状がみられ、退職後は症状が消失していることから、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成〇年〇月上旬に、「F43.2 適応障害」を発病したと判断するとの所見を述べている。

当審査会は、請求人の主訴や治療の推移に鑑み、専門部会の所見は妥当であると判断する。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 業務による出来事の心理的負荷について

ア 請求人は、発病前おおむね6か月間における出来事として、上司のJ本部長から①「寝ないで働け。残業はしてはいけない。」との指示、②「弁当はトイレで食べればいい」との発言、③トイレ内でのセクハラ、④請求人の癖、傾向性についての話や服装の指摘などの嫌がらせを受けていた旨主張している。

①については、同僚のIは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「J本部長は平成〇年当時はパワハラ的なことはあったと思う。当時、定時過ぎてからミーティングを2～3時間やっても、残業していないことにされたりした。このことについては、1年くらい前に請求人が監督署に相談し、それからJ本部長はおとなしくなった。」「残業について、今は手当が出ている。以前は残業の記録を付けられなかった。」旨述べている。

同申述からみて、請求人の主張どおり、J本部長により残業時間を実態どおり申告できなかったことは事実であると認められ、これを認定基準別表1の具体的出来事にあてはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当すると考えられる。同出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、J本部長の残業時間の取扱いは請求人に対してのみ行われたものではなく、また、労働基準監督署作成の労働時間集計表によると、請求人には恒常的長時間労働は認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、②及び③については、請求人がトイレで小用を足すおりにズボンを足首まで下ろしていたところを複数名に現認されていることから、奇異な目で見られていたことは推認されるものの、請求人が主張するトイレでJ本部長からのぞかれていたなどの事実を確認しうる証言等は得られていない。

④について、Kチーフは、「請求人がズボンを上まで上げ過ぎるようにはき、足首が見えてしまっていた」と述べているが、声が高いなどの指摘も含め、嫌がらせとして行われたとは判断し得ない。

以上の①から④までの出来事は、認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。前記の事情に加えて、②から④までの出来事は請求人を非難する目的で行われたとは認められないことから、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

したがって、当審査会は、前記①から④までの出来事の全体評価は「弱」

と判断する。

イ なお、請求人は上記の出来事のほか種々主張しているが、改めて子細に検討するも前記判断を左右するに足るものは見出すことはできなかった。

また、請求人から提出されたCDについては、再現することができなかったことを付言する。

ウ 以上のことから、請求人に発病した本件精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

(5)業務以外の心理的負荷については特に評価すべき出来事は認められず、また、
個体側要因については、精神障害の既往歴もなく、本件精神障害の発病に関係する
ような事実は認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給
しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。